

# 第 2 章

## 保育所における子育て支援の類型

## 1. 保育所における子育て支援とは

2008年に改定された保育所保育指針では、保護者支援の章が新たに設けられました。保護者支援は、保育と並ぶ保育士の業務であることが、児童福祉法のみならず保育所保育指針においても明示されたといえるでしょう。保育所における保護者支援については、「入所する子どもの保護者」と「地域における子育て支援」に分けて留意点が示されています。つまり、対象によって、保育所が担う責任の範囲、留意点が異なるということです。

本章では、保育所保育指針の分類を踏まえ、保育所に入所する子どもの保護者への支援（以下、在園児の保護者への支援）と、地域における子育て支援（以下、地域の子育て支援）別に、保育所における子育て支援で必要とされる事項を整理します。

保育所保育指針では、保育所や保育士による子育て支援は、その専門性や特性を生かすことが強調されました。そこで最初に、保育所の専門性を生かした支援について解説します。なお、保育所保育指針では、保護者支援という用語を、一般的に「子育て支援」と呼ばれる活動と同じ意味で使用しています。厳密にはその定義は異なりますが、本章では、保育所保育指針第6章の保護者支援を子育て支援という用語で表記します。

### 1) 保育所の特性を生かした子育て支援

保育所保育指針では、保育所による保護者支援は保育士等の業務であり、その専門性を生かした支援が重要であると記されています。特に、保育所が有する特性を生かし、子育て支援に取り組むことが求められています。

保育所の特性とは、保育所が有する特有の性質です。近接機関である幼稚園や学校、児童福祉施設、保健センター等と重複する特性もありますが、

保育所に固有の特性もあります。保育所としての基本的特性、その地域にある他の保育所に共通する特性、当該保育所に固有の特性もあるでしょう。このような特性は、意識されていなければ活用することはできません。このような3つの特性を確認し、意識化することが大切です。本書では、第3章で認可保育所や各保育所の特性を生かした取り組み例を紹介しています。

保育所保育指針解説書では、保育所の子育て支援の機能と特性として表1の5つが挙げられています。例えば、表1に示された特性では、①②③⑤は幼稚園と共通する特性といえます。一方で、④の特性は、保育所が法律に規定された児童福祉施設であるという点が強く影響していると考えられます。また、①～⑤のなかには、在園児の保護者への支援では活用しやすいが、地域子育て支援では活用しにくい特性、またその逆もあります。地域子育て支援では、保護者との継続的な関係が保障されていないため、①や②の活用には工夫が必要となります。このように対象により活用する特性を見極めながら、子育て支援に取り組むことが重要です。

表1 保育所の子育て支援の機能と特性

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①日々、子どもが通い、継続的に子どもの発達援助を行なうことができる。</li><li>②送迎時を中心として、日々保護者と接触があること。</li><li>③保育所保育の専門職である保育士をはじめとして各種専門職が配置されていること。</li><li>④災害時なども含め、子どもの生命・生活を守り、保護者の就労と自己実現を支える社会的使命を有していること。</li><li>⑤公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能であること。</li></ul> |
|--|

出典：厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館 2008,p181.

## 2) 保育指導とは

保育所保育指針解説書では、保育士が行う子育て支援、「保育指導」を表2のように説明しています。

表2 保育所保育指針解説書における保育指導の説明

子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体。

出典：厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館2008,p179.

保育指導の定義は、保育士による保護者支援は、保育実践において培ってきた保育の知識や技術を基盤として展開される専門的援助業務であることを示しています。2001年の児童福祉法改正により、保育士の業務に「児童の保護者に対する保育に関する指導」が規定されて以降、カウンセリングやソーシャルワーク技術の導入が強調されています。しかし、保育士による保護者への支援は、保育所保育指針解説書にもみられるように、保育を基盤とする専門的援助業務であることを意識して行うことが重要です。その上で、必要に応じてカウンセリングマインドやソーシャルワーク技術を援用しながら展開することが求められます。

## 2. 在園児の保護者への支援

保育所保育指針では、在園児の保護者への支援は、保育所は本来業務としてその中心的な機能を果たす<sup>21</sup>とされ、保育所の義務と捉えられます。実際の保育現場においても、在園児の保護者支援は、地域の子育て家庭への支援以上に重要な業務

となっています。特に保育所は、保護者と日常的、継続的に接する可能性を有する機関であり、特別なニーズを有する保護者の支援においてもその機能を活用した支援が強く期待されています。

### 1) 入所する子どもの全ての保護者を対象とした子育て支援

在園児の保護者への支援は、「子どもの送迎時」、「相談や助言」、「連絡や通信」、「会合や行事」など、様々な機会を活用して行うとされています。在園児の保護者への支援は、保育所生活のあらゆる場面、機会、手段を通し、日々接点をもちながら行われるという日常性と、連絡帳の相談に対して参観日に体験を提供したり送迎場面で対応するなど、総合的に機能するという特徴を有しています。

在園児の全ての保護者を対象とした子育て支援では、表2の保育指導による対応が基本となります。そして、保育所の子育て支援における日常性や総合性という特徴を活用しながら、子育ての初期にある保護者の自信を支えていくことが求められます。

### 2) 保護者に対する情報提供

保育所保育指針では、保護者は支援の対象である前に、共に子どもの育ちを支える対等な関係にあることが示されています。第1章総則では、「家庭との緊密な連携の下に」という文言が挿入され、第6章「保育所における保護者に対する支援の基本」では、「保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する」と明記されました。

これらは、保護者との対等な関係を基本とした上で、保育所が保護者に対して説明責任を果たすことを意味しています。説明する内容は、単なる保育方針のような理念的なものに止まらず、保育

所における子どもの様子、日々の保育の意図なども含まれます。これは、保育所が行う「保育」の内実を明らかにし、保護者が理解できるように伝えることといえます。例えば、本書の第3章で紹介されている「わかば保育園（富山県富山市）」では、HPを活用し保育日誌の配信が行われています。どのような方法にもメリット、デメリットがありますが、デメリットへの対策を講じつつ、メリットを生かし、多様な手段、機会を活用しながら保護者への説明責任を果たしていくことが必要です。

### 3) 仕事と子育ての両立支援

保育所が担ってきた保育機能は、保育所が有する特徴的な機能といえます。保育所は、子どもの保育を担うことにより、保護者の生活を支えています。子どもの生活は24時間続いており、保育所がどの時間の保育を担っても、子どもの一日の生活の一部であることには変わりありません。延長、休日、夜間、病児、病後児等の保育を実施する際は、通常保育の付加的な業務と捉えるのではなく、子どもの生活の視点を踏まえて捉えるという姿勢が重要となります。保育所や保育士がしっかりと保育を担い、子どもの成長発達を保障することが保護者を支えるのです。

例えば、第3章では、ことぶき乳児保育園の送迎保育ステーションの事例が紹介されています。このような事業も保護者の仕事と子育ての両立を支える取り組みの一つです。ただ、地域性や保育所の設置状況により、この事業への要望は大きく異なるでしょう。その地域にある保育所の特性を個々の保育所が認識しながら、保護者の要望に応じていくことが求められます。

### 4) 特別なニーズを有する保護者や子どもへの個別支援

第6章の保護者への支援において、「入所する子どもの保護者への支援」の役割が明記された理由には、地域の子育て支援のみならず、在園児の保護者への支援も当然必要であることが認識されてきたことがあげられます。とりわけ、特別なニーズを有する子どもの保護者、特別なニーズを有する保護者等への支援への期待が高まっています。その理由としては、前述したように、保育所が日常的、継続的に保護者に関わることができるという特性を有することがあげられます。ただし、保育所は、特別なニーズに専門的に対応することを前提とした職員配置や環境となっているわけではありません。その限界を自覚しつつ、他の専門機関の協力や助言を得ながら、個別的な支援を展開することが重要です。

特に保護者への支援において保育所に求められる役割は、地域生活の保障です。特別なニーズを有する保護者や子どもの日常生活を支える、他の子どもや保護者を含む地域の人々とのつながりを支える機会や場を有する機関であることを自覚し、その特性を生かして支援を行うことが重要です。専門的な対応は、他の専門機関の助言を受け、協力しながら行います。保育所保育指針では、組織的、意識的に適切な対応を行うために、個別支援計画の作成を提案しています。また、他の機関との連携では、要保護児童対策地域協議会の活用があげられています。

## 3. 地域の子育て支援

保育所保育指針解説書では、保育所が地域においてどのような機能を果たしていくのかは、地域の実情や保育所の体制によって異なるとされてい

ます。保育所が地域の子育て支援で果たす役割は、地域の子どもと保護者の状態、専門機関や地域の住民活動を含む地域資源の状況等により異なります。各保育所が、地域の実情を十分に把握し、地域における保育所の役割を見極め、地域のニーズに応じた活動を展開することが期待されます。

保育所における地域子育て支援の役割としては、地域の子育て支援の拠点機能、一時保育があげられています。実際には、地域の特定資源を拠点とする事例もありますし、多数の地域の資源とつながる事例もあります。本書では、保育所保育指針で提示されている事業に加えて、それぞれの地域や拠点の特性を生かした子育て支援事例も紹介しています。

### 1) 地域の子育て支援の拠点機能

拠点とは、「活動の拠り所になるところ」(広辞苑第6版)です。つまり、単に保育所が地域の子育て支援の拠点機能を果たすとは、保育所に地域の親子を集めることではありません。拠点機能とは、地域の子育て家庭が保育所を一つの足がかりとしながら地域の中で子育てをしていくことを支える働きといえるでしょう。

保育所が地域子育て支援の拠点機能を果たすためには、地域資源の活用や、住民活動等の機関とのつながりが不可欠です。そのためには地域にある様々な資源、機関、人を知り、関わることから始めることとなります。保育所と地域の様々な資源が互いの機能を発揮し、補完しあって、地域全体で子どもの成長や子育てを支える環境を整えていこうとする姿勢が必要です。保育所保育指針では、地域の子育て支援の拠点機能として、表3に示す4つを示しています。各保育所は、地域の実情に合わせて必要とされる機能を果たしていくことが求められます。

表3 地域子育て支援の拠点に求められる機能

1. 保育所機能の開放
2. 相談や援助の実施
3. 情報の提供
4. 交流の場の提供及び交流促進

第3章では、相談や援助、情報提供の事例として、よしたけ保育園のマイ保育園の取り組みを紹介しています。また、交流促進の事例としては、双葉保育園(広島県北広島町)と双葉保育園(神奈川県逗子市)の取り組みをあげています。前者では、保育所の子どもたちと地域の親子、住人の交流が意識されています。後者の取り組みでは、保育所の職員と地域の親子の交流が意識されています。地域の子育て支援のプログラム等は、それ自体は目的ではなく手段です。その取り組みは、地域の人々のつながりをつむいでいく営みであることを意識しておくことが重要です。

### 2) 一時保育

一時保育は、子どもの保育を行うことで、保護者自身の生活を保障すること等、保護者支援の役割を果たしています。保護者の養育力を支援する場面としては、利用予約、送迎時、連絡帳等があげられます。保護者への直接的な支援は、通常の保育所で行われる支援に準じますが、保護者や子どもとの関係が短期的、一時的であることに留意する必要があります。情報を十分に把握することや、不安な親子の思いを受け止める姿勢がより強く求められます。

一時保育という名称から軽易な印象を持たれる場合もありますが、実際には、複雑な家庭状況が予想される親子の利用もあります。複雑な事情を有し、常態的な支援が必要である場合には、保育所の入所や他の専門機関の紹介なども視野に入れ

る必要があります。虐待や保護者の精神障害、子どもの障害等により、他の機関から紹介されて一時保育を利用する家庭もあり、他の専門職や専門機関との連携も重要です。

第3章では、すみれ第二保育園の一時保育の事例を紹介しています。また、一時保育の利用促進の事例としては、よしたけ保育園のマイ保育園の取り組みがあります。

### 3) 地域を拠点とした子育て支援

地域を拠点とした子育て支援という場合、保育所から地域を眺め、保育所から地域に発信する方法がまず頭に思い浮かぶ人が多いと思います。

一方、地域全体を俯瞰し、自園も一つの資源として捉え、地域全体の資源が親子の育ちに有効に機能するよう働きかける方法も子育て支援と呼ぶことができます。すなわち、子育て支援事業における当該保育所の位置づけが事業の中心でなく、連携する一つの資源であっても、その保育所が子育て支援の拠点として位置づけられている場合も含むということです。

保育所保育指針では、地域を拠点とした子育て

支援の役割については、特に触れられていません。保育所が地域を拠点とした子育て支援を展開するか否かは、他にその役割を担う資源が地域にあるかも影響を受けます。

保育所が、地域を拠点とした子育て支援を展開するためには、保育を基盤とする保育指導のみならず保育所の特性を越えた援助技術も必要となります。具体的には、ソーシャルワーク技術などの援用です。

保育所が、地域を拠点とした子育て支援を行っている事例は、全国においてもそれ程多くありませんが、第3章の勝山保育園や山東保育園の取り組みは、その中の数少ない事例の一つです。

(橋本)

注1 厚生労働省 保育所保育指針解説書 フレーベル館 2008.p181.

#### 参考文献

柏女霊峰・橋本真紀 2008 保育者の保護者支援—保育指導の原理と技術— フレーベル館

橋本真紀・山縣文治 2007 よくわかる家族援助論 ミネルヴァ書房